

## 外国人登録原票に係る開示請求について

平成24年7月9日の入管法等の改正により、外国人登録法が廃止となりました。それに伴い市で保管していた外国人登録原票が、法務省で保管されることになりました。そのため、法改正以前の過去の住所歴等の証明が必要な場合は、法務省へ開示請求していただくことになります。

### ◆送付先

〒100-8977

東京都千代田区霞ヶ関1-1-1

法務省秘書課個人情報保護係

Tel 03-3580-4111 (内線: 2034)

### ◆送付する書類

○開示請求書・開示請求書別紙

○本人確認書類

- ・運転免許証や在留カード、健康保険証などのコピー
- ・住民票

○収入印紙

300円の収入印紙

○返信用の封筒

- ・90円の切手を貼ってください
- ・返送先の住所は住民票の住所になります

### ◆開示請求した場合の期間

複数の原票について開示請求した場合→3~4週間

最後の原票のみ請求した場合 →2~3週間

※抽出する原票の件数等によってはこれ以上の期間がかかることがあります。

※窓口に来庁して開示請求を行った場合でも、その場で開示することはできません。



# 保有個人情報開示請求書

平成 年 月 日

法務大臣 殿

(ふりがな)

氏名

住所又は居所  
〒

Tel ( )

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（□欄にチェックを入れてください。）

- |                                                           |                                    |
|-----------------------------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 本人（詳細別紙）に係る外国人登録原票               | <input type="checkbox"/> その他（詳細別紙） |
| （□最後の原票のみ □1999年以降に書換え等された全ての原票                           |                                    |
| <input type="checkbox"/> 本人の個人情報を含む本人以外の者（詳細別紙）に係る外国人登録原票 | <input type="checkbox"/> その他（詳細別紙） |
| （□最後の原票のみ □1999年以降に書換え等された全ての原票                           |                                    |

※ 本人の個人情報を含む本人以外の者に係る外国人登録原票の請求は、同原票に記録されている当該開示請求者本人の個人情報の請求となります。

※ 「最後の原票のみ」以外を選択された場合、抽出には時間がかかります。

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞  閲覧  写しの交付  その他（ ）

＜実施の希望日＞ 平成 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

3 手数料

開示請求手数料 (1件300円)	ここに収入印紙を貼ってください。	(受付印)
---------------------	------------------	-------

4 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
イ 請求者本人確認書類
<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書
<input type="checkbox"/> その他（ ）
※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等（開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。また、コピーによる提出は認められません。）を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
（ア） 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (ふりがな)
（イ） 本人の氏名
（ウ） 本人の住所又は居所
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(開示請求書別紙)

- 1 開示請求書の「1 開示を請求する保有個人情報」において、「その他（詳細別紙）」を選択した場合について、請求期間を記載してください。

年 月 日 ~ 年 月 日

までに閉鎖・書換え等された原票

- 2 できるだけ速やかに回答できるよう、分かる範囲で以下の事項を記載いただくよう御協力をお願いいたします。

(1) 本人に係る外国人登録原票の開示を請求する場合

ア 本人の性別（法定代理人が請求する場合のみ）  男性  女性

イ 本人の国籍・地域（法定代理人が請求する場合のみ） \_\_\_\_\_

ウ 開示を請求する外国人登録原票に係る外国人登録番号 \_\_\_\_\_

エ 開示を請求する外国人登録原票が作成された当時の住所又は居所  
(現在の住所又は居所と異なる場合)

オ 請求された外国人登録原票が作成された当時と現在の氏名が異なる場合は、当時の氏名を記載いただきた上で変更の経緯が分かる書類を添付願います。

(ふりがな)

当時の氏名 \_\_\_\_\_

(2) 本人の個人情報を含む本人以外の者に係る外国人登録原票の開示を請求する場合

ア 当該本人以外の者の氏名 \_\_\_\_\_  
(ふりがな)

イ 当該本人以外の者の生年月日 年 月 日 生 \_\_\_\_\_

ウ 当該本人以外の者の性別  男性  女性 \_\_\_\_\_

エ 当該本人以外の者の外国人登録番号 \_\_\_\_\_

オ 当該本人以外の者の国籍・地域 \_\_\_\_\_

カ 当該本人以外の者の住所又は居所 \_\_\_\_\_

キ 開示を請求する外国人登録原票が作成された当時と現在で、当該本人以外の者の氏名が異なる場合は、当時の氏名を記載の上、変更の経緯が分かる書類を添付願います。

(ふりがな)

当時の氏名 \_\_\_\_\_

ク 開示を請求する外国人登録原票が作成された当時と現在で、当該本人以外の者の住所又は居所が異なる場合は、当時の住所又は居所 \_\_\_\_\_

### 保有個人情報開示請求書（原本用）

立候2年 3月 1日

主 姓 大 田

姓 索 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

姓 申 大 田

注1郵送等で請求する場合は、本人確認ができる書類のコピーに加えて、住民票の写し等(30日以内に作成されたものに限ります。コピーは認められません。)が必要となります。

やむを得ない理由により住民票の写しが提出できない場合、開示請求窓口に事前に相談してください。

注2、開示請求書を記載した日を記載してください。

注3、開示請求者本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。  
また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください(日本通運がつくとこうであれば、持帯電話番号・勤務先の電話番号でも差し支えありません)。  
なお、法定代理人による開示請求の場合には、法定代理人の氏名及び住所又は居所、電話番号を記載してください。

\* 本人確認書類、住民票の写し等に記載されているとおりの氏名、住所又は居所を記載して

ください。

注4、本人に係る最後の外国人登録原票について開示請求する場合の記載例です。  
(外国人登録法は、平成24年(2012年)7月9日に廃止)  
最後の外国人登録原票だけではなく、それ以前に登録え、開設等された外国人登録原票についても開示請求する場合には、「1999年以降に書換え等された全ての原票」でよいならはそれをチェックし、その他の場合は、「その他」(詳細別紙)をチェックの上、開示請求書別紙の1に具体的な期間を記載してください。  
また、本人の個人情報を含む本人以外の者に係る外国人登録原票について開示請求する場合には、「本人の個人情報を含む本人以外の者(詳細別紙)に係る外国人登録原票」をチェックしてください。

注5、外国人登録原票の写しの添付を希望する場合の記載例です。  
なお、郵送等での請求の場合、送付先は住民票の写し等に記載されている住所又は居所となります。  
法務省の窓口まで取りに来られる場合には、「ア」に○をし、「なしの交付」にチェックしてください。

注6、件数分の収入印紙を貼ってください。  
なお、400円分貼付など、手数料過額付となる場合は、「過額付分について、放棄する」旨を記載してください。

注7、本人が開示請求する場合の記載例です。法定代理人が請求する場合には、「法定代理人」にチェックしてください。

注8、本人確認書類として「在留カード」等を提示又はその写しを提出する場合の記載例です。  
本人確認書類として提示又は写しを提出するものにチェックをしてください。

注9、法定代理人が請求する場合に記載してください。

注10、法定代理人としての資格を証明するものとして提示又は提出するものにチェックしてください。

(開示請求別紙)

1. 開示請求の「1. 開示を請求する保有個人情報を」において、「その他の（詳細別紙）」を選択した場合について、請求期間を記載してください。

年  月  日

2. できるだけ次のように回答できるよう、分かち難いで以下的事情を記載してください。

(1) 本人に係る外国人登録原票の開示を請求する場合

ア 本人の性別 (誕生日と年齢を示すもの) 口頭性

イ 本人の国籍、地籍 (誕生日と年齢を示すもの)

ウ 別名を有する外国人登録原票に係る外国人登録番号

エ 諸行を有する外国人登録原票に係る外国人登録番号

オ 諸行された外国人登録原票に係る登録住所の郵便番号

二、開示されるべき登録事項のうち、開示を希望する登録事項を記入して下さい。  
(複数可)

希望の登録事項

(2) 本人の個人情報を含む外国人登録原票の開示を請求する場合

ア 本人の性別 (誕生日と年齢を示すもの)

イ 本人の国籍、地籍 (誕生日と年齢を示すもの)

ウ 本人の登録番号

エ 本人の登録住所の郵便番号

オ 本人の登録住所の登録番号

カ 本人の登録住所の登録番号

キ 本人の登録住所の登録番号

ク 本人の登録住所の登録番号

ケ 本人の登録住所の登録番号

注1.1. 開示請求書の「1. 開示を請求する保有個人情報を」において、「その他（詳細別紙）」を選択した場合について、開示を請求する原票が請求え、開示等された期間を記載してください。

注1.2. 調査する上で参考となりますので法定代理人が請求する場合は、本人の性別、国籍、地籍について記載してください。

注1.3. 調査する上で参考になりますのでかかる範囲で記載してください。

注1.4. 本人の個人情報を含む本人以外の者に係る外国人登録原票の開示を請求する場合について、分かち難い場合は、当該本人以外の者に係る情報を記載ください。

請求された外国人登録原票に記載されている開示請求者以外の個人に関する情報などの不開示情報については、それが法令の規定により又は慣習として開示請求者が知ることで、又は知ることが予定されている情報などを除き、不開示にさせていただきます。開示請求者が外国人登録原票に記載された者の性別と異なるときは、開示請求者が開示する者の性別と異なるときは、開示請求者が記載されている者の同意を得ていることが明らかなるときは、開示を希望するときや、当該外国人登録原票に記載されしている者の同意を得て、開示を希望する場合は、開示を希望する旨を明記して、本開示にさせていただきます。

注1.5. 開示を希望する情報については、開示請求書別紙の2.（2）にできるだけ詳しく記載いたします。